

(本研究会設立の経緯)

現在の美術業界は、マイナンバーの導入やマネーロンダリング防止法、古物営業法の改正案など法令による規制強化にさらされる一方で、美術品に関する適正な消費税、譲渡課税・相続税等は導入されておらず、美術品の適正な流通にとって障害となり得る税制が存在しています。

そこで、美術品の適正な流通を実現するため、一般社団法人全国美術商連合会の研究委託により、一般社団法人ジャパン・タックス・インスティテュートが本研究会を設立し、美術品を含む文化インフラ構築に資する税制の研究を開始しました。

1. 研究会・要旨

【2016年】

4月22日 テーマ：「問題の所在」 発表者：豊岡 俊彦 座長

- ・「退蔵文化財（美術品・中古品等）」をどうすればマーケットに戻し、正常に流通させることができるのか
- ・税制改革の潮流（マイナンバー制度、財産債務調書、国外財産調書、自動情報交換等）
- ・マネーロンダリング規制の強化
- ・自発的開示制度の導入メリット・導入可能性
- ・公的評価機関の必要性

6月10日 テーマ：「自発的開示制度」 発表者：川田 剛 委員

- ・自発的開示制度
「納税者が過去の脱税や資産隠しを自発的に税務当局に開示することと引き換えに、脱税に摘発や重加算税、延滞税の賦課を減免する制度」
- ・メリット ①税収増（即効性）、②税務当局のリソース節約、③課税ベースの拡大等
- ・デメリット①モラル低下、②違法な事業から得られた所得・資産等は開示されない等
- ・諸外国の自発的開示制度
- ・自発的開示制度を成功させるための条件
- ・我が国で導入する場合の要検討事項

7月22日 テーマ：「犯罪収益移転防止法にまつわる諸問題」

発表者：有識者（非公表）

- ・ 犯罪収益移転防止法とは
- ・ 犯罪収益移転危険度調査書（国家公安委員会）
→危険度の高い商品サービス・取引
- ・ 疑わしい取引の参考事例
- ・ 各委員からの事前質問事項に対する回答（非公表）

9月16日 テーマ：「譲渡所得課税と相続税課税の基本的認識」

発表者：池上 健 委員

- ・ 譲渡所得課税の基本的構造
- ・ 無償譲渡と相続等に係る譲渡所得課税（取得価額の引き継ぎ）
- ・ 相続税課税（「時価」とは何か、財産評価基本通達における美術品の扱い）
- ・ 事業承継税制
- ・ 美術品等に係る税の軽減・免除のあり方（一考察）
- ・ 新たな制度の導入の検討（納税猶予、間接的な税の優遇策）

10月20日 テーマ：「遺贈寄付の税務」 発表者：脇坂 誠也 税理士

- ・ 遺贈寄付の現状
- ・ 現預金を遺贈等で寄付した場合
- ・ 不動産等の現物を遺贈等で寄付した場合（みなし譲渡課税と寄付金控除の関係）
- ・ 公益法人等に財産を寄付した場合の譲渡所得等の非課税の特例
- ・ 物納、時価評価の基準

11月24日 株式会社東京美術倶楽部 鑑定委員会見学（下見日）

【2017年】

1月12日、3月8日・・・議論の整理

5月12日・・・最終提言まとめ

2. 議論の整理

(1) 現状

- ・日本における美術品市場の状況（交換会、非公開の取引）
- ・一般人が参加するオークション市場は未成熟
- ・現金取引も多い

⇒美術品市場の透明化は未だ進んでいない。公正な売買価格を算定する基準も不明確。

(2) 情勢の変化

- ・税制改革の潮流（マイナンバー制度、財産債務調書、国外財産調書、自動情報交換等）
- ・マネーロンダリング規制の強化⇒高額な現金取引は疑わしい取引に
- ・追及権導入を推進する外圧（美術品日本市場の透明化を求める圧力）

(3) 美術品の価格評価の必要性

- ・美術品を対象とした金融
- ・物納の対象資産として
- ・寄付税制
- ・美術品市場の安定性、信頼性確保

提言

平成29年5月24日

「文化インフラ構築と税制」の研究会は、約1年間、添付の要約の通り、各回テーマ研究を重ねてまいりました。研究の結果、当研究会として、下記の1～3について以下の見解の一致を見ました。

1. 「文化財」、「美術品」等の用語の定義、「評価」「時価」「精通者」等の法令・通達上の定義について、現状で明確な定義を行うことが困難であること、更には、行政側の認識も統一されておらず、美術品の価値・評価については課税上の混乱や不明瞭さが常に存在し、美術品に関わる者にとって不利益が生じていること
2. 一般社団法人全国美術商連合会・東美グループが、美術品の流通・鑑定・評価において、業界内で圧倒的な能力を有しており、先般の美術品の減価償却や知財高裁「鑑定書裁判」においても公に認知され、関係各方面からも信頼を受けていること
3. 美術品の鑑定と評価は表裏一体であり難解な分野ではあるが、現在、マイナンバーの導入やマネーロンダリング防止法、古物営業法の改正案、など法令による規制が強化され、社会の美術品等の取り扱い業界に対する認識も変化することが想定されること、また、美術品等に関する適正な消費税、譲渡課税・相続税等課税、美術品金融・保険等のあるべき姿など、業界が取り組むべき政策的課題も増大していること

以上を踏まえ、東美に置かれている相応の組織を発展させ、公益に資する団体として美術品税制改革の提言や研究を行う組織体に発展させ、併せて日本の財産である美術品、日本の美術文化、文化財インフラを発展振興させ、ひいては世界の文化に貢献することを提言いたします。

なお、本研究会における税制に関する研究テーマの課題の総論的部分については、ある程度上記、問題が出尽くした感があります。つきましては、本提言を当研究会の一区切りの結論とし、次回より、本研究会のテーマである税制を含めた、美術品中古品に関するメインテーマについては、新たな研究会を立ち上げ、細分化された税制の個別課題について、現実的施策を見つけるための掘り下げに取り組むことが必要と考えております。

文化インフラ構築と税制の研究会一同
一般財団法人ジャパン・タックス・インスティテュート
代表理事 森信茂樹